

今日におけるキャリア教育の高等教育への拡大とその課題

一中教審「キャリア教育・職業教育特別部会」における

「キャリア教育」という語の意味上の変化に着目して—

村上 純一

Recent Expansion of Career Education into Higher Education Level and Concerning Issues

Junichi MURAKAMI

Since April 2011, all the higher education institutes in Japan will have to set up 'career education' curriculum.

This seems to be a noticeable event, because 'career education' in contemporary Japan has been done at the primary and secondary education level. This paper shows the course of the expansion of 'career education' into higher education level and analyzes the issues concerned this change, by focusing on the discussion at the Central Education Council 'Select Sectional Meeting about Career Education and Vocational Education.'

目次

- I. はじめに
- II. 2008 年末までのキャリア教育政策の推移
- III. 「キャリア教育・職業教育特別部会」での議論
 - A. 諮問
 - B. 「第一次審議経過報告」までの議論
 - C. 「高等教育段階でのキャリア教育」の台頭
- IV. 大学分科会での議論
 - A. 伏線となる 2 つの答申
 - B. 大学分科会「質保証システム部会」での議論
 - C. 2010 年はじめの「特別部会」
- V. そして特別部会「第二次審議経過報告」へ
- VI. まとめと今後の課題
 - A. 得られた知見
 - B. 今後の課題

2000 年前後から、主として「学校教育段階における職業観・勤労観の育成」を指す、「キャリア教育」という言葉を耳にする機会が非常に多くなっている。渡辺 (2004) や宮下 (2007) など多くの先行研究が指摘する通り、この「キャリア教育」という言葉は、文部省・文部科学省関連の公式文書では 1999 年 12 月 16 日の中央教育審議会 (以下「中教審」と略記) 答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」(以下この答申は「接続答申」と略記) で初めて用いられ、「若者の学校生活から社会生活への移行を取り巻く環境が極めて悪化しているにもかかわらず、そのような状況に十分には対応できていない学校教育および進路指導の在り方を改善する取り組み」^①として、従来から行われてきた進路指導や職業指導といった教育活動を「特定の活動に限定するのではなく、学校教育そのものととらえる」^②視点から見直すことを試みたものである。

この「キャリア教育」が推進された背景には就業構造の変化や景気の悪化等に伴う若年者雇用問題の緊迫化といったものがあるが、実際に今日学校現場で行われている取り組みに対しては、「企業の採用行動や政府の労働力政策といった構造的要因を問わずに、若者た

I. はじめに

ちの意識や意欲、能力の問題に主要な関心を集中させ、若者たちを“テコ入れ”することによって、若年者雇用問題に対処しようとする構図をもっている⁶⁾、『自分で考えて自分で決めよ』と、進路に関する責任を若者自身に投げ出すことに終わっているのが現在の『キャリア教育』なのではないか⁴⁾といった批判的な見方も少なからずなされている。このような見方は、今日実際に行われている「キャリア教育」の具体的な内容についてはまだまだ大いに検討・改善の余地があり、「キャリア教育」というものの概念が未だ確固たるものにはなっていないことを窺わせるものとなっている。

こうした中、2009年度末に、2011年度から大学でのキャリア教育が義務化されることが文部科学省から発表された⁶⁾。従来、キャリア教育は「児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育」と定義され⁶⁾、主に初等中等教育段階を舞台として展開されてきた。そのため、大学におけるキャリア教育カリキュラムの設置義務化は、キャリア教育の主要な舞台が初等中等教育段階のみならず高等教育段階まで拡大する可能性、さらには初等中等教育から高等教育へと移り変わる可能性を孕むものということができ、そのことの持つインパクトは決して小さいものではないということがいえる。

では、なぜいま高等教育段階がキャリア教育の舞台として台頭してきたのか。そして、そこに課題は存在しないのか。こうした点は現状ではまだ明らかにされていないとはいえないが、大学・短大でのキャリア教育カリキュラム設置が義務化される2011年4月を前に、義務化に至った経緯やそこに表れる課題を検討し整理することの意味は決して小さなものではないであろう。

そこで本稿では、2009年初頭に設置され、今日の文部科学省においてキャリア教育をめぐる議論が展開される最前線ともいえる中教審「キャリア教育・職業教育特別部会」に着目し、今日キャリア教育の舞台が高等教育へと拡大されたその経緯と、その中で浮かび上がってきた課題について検討を行っていくことにしたい。

II. 2008年末までのキャリア教育政策の推移

中教審「キャリア教育・職業教育特別部会」の分析を行う前に、そこに至るまでのキャリア教育の政策展

開について簡単に整理しておくことにしたい。

既述の通り、文部省関連の公式文書に初めて「キャリア教育」の語が現れたのは1999年12月16日の中教審「接続答申」である。細かな分析は他稿に譲る⁷⁾が、このときの「キャリア教育」という言葉は「初等中等教育から高等教育、さらには職業生活へと連なる一貫した視点からの『進路指導』見直し」を意味するものとして掲げられており、これに従って翌2000年から文部省では「キャリア体験等進路指導改善事業」が開始された。

その後、それまでよりもさらに深刻さの度合いを増した経済状況の悪化や「フリーター」の問題に対する社会的な問題意識の高揚、「ニート」という言葉の出現などを背景として、「キャリア教育」という言葉は学校教育の枠内に留まる「進路指導改革」を超えて、若年者雇用対策という大きな政策パッケージの1つのコンテンツとして認識されていくことになる。その決定的な役割を担ったのが、2003年4月に設置された「若者自立・挑戦戦略会議」と、同会議から2003年6月10日に発表された「若者自立・挑戦プラン」である。

この「若者自立・挑戦プラン」は、「戦後日本ではほぼ初の若年就労政策」⁸⁾といわれ、このプランを受けて文部科学省の「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」や厚生労働省の「若年者キャリア形成支援研究会」といった各省レベルでの研究会が設置されていたほか、「若者自立・挑戦プラン」自体もその具体化施策やアクションプランがその後次々と発表され、「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」⁹⁾や「キャリアスタートウィーク」¹⁰⁾の取り組みに代表されるような、外部人材の活用も含めた様々なキャリア教育プログラムが初等中等教育全体を通して広く行われるようになっていった。

一方、法律や政策文書に目を向けてみると、2006年に改正された教育基本法では「教育の目標」を記した第2条の第2項に「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が規定されたほか、2008年7月に発表された「教育振興基本計画」においても、それ以降重点的に取り組むべき事項の1つに「キャリア教育・職業教育の推進」が掲げられた。

このような状況を踏まえ、2008年12月に「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が諮問され、2009年1月、中教審に「キャリア教育・職業教育特別部会」が設置されたのである。

Ⅲ. 「キャリア教育・職業教育特別部会」での議論

ここから中教審「キャリア教育・職業教育特別部会」（これ以降「特別部会」と略記する）での議論についての分析を行う⁽¹⁾が、その前に、まずは分析の対象とする時期について一言しておくことにする。

先述の通り、高等教育におけるキャリア教育カリキュラムの設置義務化が決定されたのは2009年度末のことである。そして、その約2カ月後の2010年5月17日、「特別部会」からは「第二次審議経過報告」が出され、そこまでの議論がひと通りまとめられた形になっている。このことに鑑み、本稿ではキャリア教育の主要な舞台が高等教育にも拡がりを見せるその経緯とその中での課題に着目することも踏まえてこの「第二次審議経過報告」を1つの区切りとし、「特別部会」設置から「第二次審議経過報告」が発表されるまでの期間を分析の対象とする。

分析にあたっては、まず諮問における要点を確認したのち、2009年7月の「第一次審議経過報告」⁽²⁾発表までとそこから「第二次審議経過報告」が発表されるまでの2つに期間を分け、キャリア教育が高等教育段階へと拡大していく流れを中心に分析を進めていくこととする。

A. 諮問

「特別部会」設置の契機となった諮問「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」⁽³⁾は、2008年12月24日に行われたものである。「接続答申」の中で「学校教育と職業生活の接続の改善方策」として「キャリア教育の推進」が提言されてから約10年の時が経過する中で、「キャリア教育・職業教育の充実、とりわけ実際に社会・職業への移行が始まる後期中等教育以降におけるキャリア教育・職業教育の格段の充実が課題となって」いることがこの諮問では指摘されている。そして、具体的な内容として以下の2点が挙げられているのである。

第一に、社会・職業への円滑な移行のために学生・生徒に求められる基礎的・汎用的な能力について、初等中等教育、高等教育それぞれの段階に即して明らかになるとともに、発達段階に応じてその確実な

育成を図り、その質を保証していくための体系的なキャリア教育の充実方策について、ご検討をお願いいたします。

第二に、職業に関する専門的、実践的な知識・技能等を身につけさせるための職業教育の在り方について、後期中等教育から高等教育を見通しつつ、以下の観点を踏まえ、ご検討をお願いいたします。

このうち第二の点に関して、踏まえるべき観点として挙げられているのは「後期中等教育段階、とりわけ高等学校における職業教育の在り方」と、「高等教育段階における職業教育の在り方」の2点である。

この諮問において、一見すると「キャリア教育」と「職業教育」とは基本的には同じ意味をもつ言葉として用いられている様相を見て取ることができる。しかし、この2つの語は厳密にははっきりと区別がなされており、「特別部会」第1回（2009年1月16日開催）において、「キャリア教育」は「職業観・勤労観の育成」を、「職業教育」は「職業に係る知識・技能の育成」を主に指す言葉であるという説明がなされている。

以上を踏まえ考察すると、この諮問は1つには「接続答申」が提示した「学校教育と職業生活との接続」について、各教育段階に求められる役割および各教育段階間の円滑な接続の方策を「接続答申」後10年という時代の流れも考慮しつつ改めて提示すること、もう1つには高校・大学における職業教育の今日的な在り方を提示することを求めたものであるとまとめることができる。

ではこの諮問を受けて「特別部会」では具体的にどのような議論が展開されていったのか。そのことを次項以降で詳しく見ていくことにしよう。

B. 「第一次審議経過報告」までの議論

まずは「第一次審議経過報告」が出されるまでの「特別部会」での議論を整理する。

「特別部会」第1回（2009年1月16日開催）は委員の自己紹介で終了し、実質的な議論は続く第2回（2009年2月24日開催）から始められている。第2回では諮問で挙げられた「第一の点」と「第二の点」を完全に切り離して考えることの困難さ、および諮問で挙げられた「基礎的・汎用的な能力」が概念としては広すぎるということが複数の委員から指摘されている。そして続く第3回（2009年3月11日開催）では、「人間

力)や「就業基礎能力」、「社会人基礎力」といった言葉との関連にも触れながら、キャリア教育で養うべき「基礎的・汎用的な能力」についての議論が引き続き展開されている。

その後、第4回(2009年3月23日開催)から第7回(2009年5月12日開催)までの4回は諮問の「第二の点」に議論の重点が置かれ、後期中等教育および高等教育における「職業教育」が中心的な話題として取り扱われている。

この中で、第5回(2009年4月14日開催)で実施された外部者ヒアリングにヒアリング対象者として出席した、株式会社「クオリティオブライフ」社長の原正紀がコメントとして以下の内容を述べている。

「キャリア教育というのは大学だけで完結すると考えたらずもったいない。…(中略)…学生に社会を知ってもらうということがキャリア教育だと思いますが、逆に今の企業や社会に『学生、若者ってこうなんだよ』というのを知ってもらう場ということでも機能するのではないかと思います。

…(中略)…キャリア教育のゴールというのはなかなか今見えづらい。キャリア教育自体を導入している大学はほとんど100%と言ってもいいぐらいだと思うのですが…(以下略)

このコメントで述べられている「キャリア教育」という言葉が指すものは、従来からの政策の中でイメージされてきたもの、「特別部会」第1回で説明されたものとは幾分異なるものであることが窺える。しかし、こうした用語上の定義に対する委員からの質疑は特になく、また委員の中にも、「キャリア教育」と「職業教育」とを特に区別せず同義の言葉として扱っている委員が少なからず見受けられる。一方、ここまでの各回において事務局から配布される資料にも「キャリア教育」と「職業教育」とが単純に併記された箇所が数多く見られ、「特別部会」第1回で両者の差異について説明がなされてはいたものの、実質的には「キャリア教育」と「職業教育」とを明確に区別しての議論はここまではほとんどなされていなかったことがこれらの点からは窺えることになる。

このような流れに対し、「特別部会」第8回(2009年5月27日開催)では事務局から、これ以降重点的に扱うべき議題として「後期中等教育におけるキャリア

教育の在り方」と「後期中等教育及び高等教育における職業教育の在り方」との2つが提示されている。「高等教育におけるキャリア教育」は、ここでは特段提示されていないことになる。

この「特別部会」第8回において、委員の藤江一正は「小学校、中学校段階でのキャリア教育の充実がまずもって図られるべき」という意見を述べており、同じく委員の寺田盛紀は「大学の教員からすれば、高等学校までで基本的なキャリア準備はしておいてほしい」と言いたい」という意見を述べている。キャリア教育の主要な舞台は初等中等教育であるべき、という意見が、委員の中から強く主張されていることになる。

この第8回ののち、2009年7月30日に「第一次審議経過報告」が公表されるまでの間に計4回の「特別部会」が開催されているが、その中では第9回(2009年6月12日開催)で「大学の専門科目でももっと職業生活との接続を考える必要がある」という意見が散見される程度で、高等教育段階を対象とした議論は専ら職業教育にかかわって展開されている。「高等教育段階でのキャリア教育」に関しては特段の議論がなされぬまま、「第一次審議経過報告」に至ることになるのである。

そして2009年7月30日、「第一次審議経過報告」⁽⁴⁾が発表される。この報告では、冒頭に「後期中等教育、高等教育段階に焦点を当てて検討を進めてきた」という記述が置かれたのち、本文ではその多くを「職業教育」に関する内容に割いている。とりわけ高等教育に関しては、「高等教育における職業教育の在り方」という節が設けられているのみである。「高等教育におけるキャリア教育」は学校教育と職業生活との接続を改めて強調する中で多少触れられている程度であり、少なくともこの時点においては「高等教育段階でのキャリア教育」を重視する視点は取り立てて見られないことになる。

では、これから「第二次審議経過報告」に至る10カ月弱の間に一体どのような議論が展開されていったのか。このことを、次項で詳しく見ていくことにしよう。

C. 「高等教育段階でのキャリア教育」の台頭

先述の「第一次審議経過報告」を受けて、第13回(2009年9月29日開催)では初等中等教育の、第14回(2009年10月19日開催)では高等教育の、第15

今日におけるキャリア教育の高等教育への拡大とその課題

回(2009年10月28日開催)では企業の関係諸団体に対するヒアリングが実施された。このうち高等教育関係諸団体へのヒアリングが行われた第14回において、ヒアリング対象者として出席した公立大学協会副会長の小林俊一は発表の中で以下のコメントを述べている。

「…大学では盛んにキャリア教育、あるいは職業教育ということ、職業の意義を教えるということまで含めて、あるいはもっと卑近なところでは面接の受け方というまで含めて、いろんな手立てを尽くして学生の教育をやっております。」

また、同じくヒアリング対象者として出席した全国公立短期大学協会の上條宏之は説明の中で「キャリア教育」と「職業教育」を並列して述べており、関係諸団体の中では「キャリア教育」と「職業教育」との截然たる区別がなされていないことを改めて窺わせるものとなっている。

一方、日本私立短期大学協会副会長の佐久間勝彦は「現在、高等学校卒業後の高等教育機関は、大学、短期大学、専門学校が3つがございます。それらは、それぞれ他にはない特性を生かして、これまでキャリア教育に努めてまいりました」と述べている。この発言や上記の小林のコメントからは、「多くの高等教育機関では既にキャリア教育を行ってきている」という認識も示されていることがいえる。

この第13回から第15回までの3回のヒアリングを踏まえ、第16回(2009年11月17日開催)、第17回(2009年12月11日開催)では総括討論が行われている。このうち第16回において事務局から配布された『職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み』と題された資料には学校教育段階として高等学校までの段階しか示されておらず、続く第17回において事務局が用意した『発達段階に応じた体系的なキャリア教育の在り方(イメージ図)』では、後期中等教育が「勤労観・職業観の確立」時期と位置付けられている。第14回の外部ヒアリングにおいて高等教育関係諸団体の「キャリア教育」に対する認識が「特別部会」で取り上げられ議論されてきたものは少々異なることが示唆されたものの、「特別部会」では設置の段階でキャリア教育が「職業観・勤労観の育成」と説明され、その後特段の定義変更もなされていないことを考慮すると、この2009年末の段階でもキャリア教育は中等教育ま

で重要な時期として捉えられていたということが窺えることになる。

しかし、「後期中等教育段階におけるキャリア教育・職業教育の充実方策」が議論された第18回(2010年1月14日開催)を挟み、第19回(2010年2月4日開催)において事務局から、「高等教育段階におけるキャリア教育の在り方について」と題した全57項目に及ぶ「論点メモ」が提示される。この「論点メモ」は第17回の「特別部会」における議論に基づくものとされ、ここでは高等教育におけるキャリア教育が「社会人・職業人として必要な能力や態度を専門分野に応じて伸長・深化させていく」と説明されている。

たしかに第17回冒頭の説明の中で、事務局は「今回は義務教育から高等教育全体についての在り方ということでご議論いただきまして、…(中略)…各学校段階ごとということで、特にということで後期中等教育、あるいは高等教育のキャリア教育・職業教育の在り方についてもご議論いただきます」と述べてはいる。しかしこのとき、たとえば委員の吉本圭一は事務局が「高等教育におけるキャリア教育の取り組みの例」として提出した資料に対する議論の中で以下の発言を行っている。

「…高等教育段階におけるキャリア教育という方法というのが、明確になっていない。そのことがよく分かった資料ですね。いろいろな多様なものをキャリア教育と呼んでいるということが分かったという、それはそれで進歩だと思いますけれども、言葉遣いは、見直す必要があるかなと思いました。」

「高等教育段階におけるキャリア教育」について、「特別部会」委員の中で共通の認識がまだ形成されておらず、そもそも「高等教育段階におけるキャリア教育」についての議論も、「特別部会」ではまだほとんどなされてこなかったことを窺わせるものとなっている。

では、なぜ事務局は第19回の「特別部会」において、「高等教育段階におけるキャリア教育の在り方」に関する50を超える論点を「論点メモ」として提示することができたのか。この問いに対する重要なヒントが、この第19回の冒頭において部会長の田村哲夫からなされた発言の中に含まれていることになる。以下がそのことを示した部分である。

「高等教育についてのキャリア教育は、既に大学分科会の方でかなりの議論をしていただいております。私どもと並行している部分があります。それを踏まえながら、この部会で幼稚園から大学、大学院まで貫くキャリア教育・職業教育の在り方についての議論をまとめていただければ大変ありがたいと思っていますので… (以下略)」

「特別部会」とは異なる場において、既に高等教育段階におけるキャリア教育についての議論は少なからずなされてきていたのである。

実は最初の諮問(2008年12月24日の「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」)の中で、中教審「大学分科会」における議論と「特別部会」における議論とを状況に応じてリンクさせる必要性は既に述べられていた。上記諮問の末尾には以下の記述がなされていたのである。

高等教育段階における上記諸課題につきましては、…(中略)…学士課程教育及び高等専門学校教育に関する答申や、去る9月に諮問させていただきました「中長期的な大学教育の在り方について」に係る議論との関連も踏まえ、ご検討いただきますよう、お願いいたします。

「高等教育段階におけるキャリア教育」については、「特別部会」と並行して大学分科会で議論されることが当初からある程度予定されていたことになる。「高等教育段階におけるキャリア教育」については、大学分科会で既に議論が積み重ねられてきたものが2010年初めの段階になって「特別部会」に合流した、ということができるのである。

そこでここからは一旦視点を大学分科会に移し、大学分科会において展開された「キャリア教育」に関する議論を見ていくことにする。

IV. 大学分科会での議論

大学分科会と「特別部会」とでは双方を兼務している委員もおり⁽⁴⁵⁾、この2つの議論が完全に別個独立して進められていたとは言い切れない面もある。しかし、「特別部会」の事務局を生涯学習政策局政策課が担っ

ていたのに対し、大学分科会は高等教育局高等教育企画課が事務を担当しており、事務を担う部局は両者で異なっている。また、少なくとも先述した「特別部会」第19回までの記録をみる限り、それ以前にも大学分科会との間で頻繁な情報交換がなされていた様子は見受けられない。そのため、ここからは一度「特別部会」を離れて、大学分科会での議論を追っていくことにする。

この時期の「高等教育段階におけるキャリア教育」に関する大学分科会での議論をみると、注目するのは「質保証システム部会」となる。しかし、「高等教育段階におけるキャリア教育」を考える際、「質保証システム部会」での議論に至るまでには伏線となる2つの答申があった。ここではまずその2つの答申を取り上げたのち、中教審大学分科会「質保証システム部会」において展開されたキャリア教育関連の議論を追っていくことにする。

A. 伏線となる2つの答申

伏線となった2つの答申、それは2000年11月22日の大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」⁽⁴⁶⁾と、2008年12月24日の中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」⁽⁴⁷⁾の2つである。

まず1つ目の2000年11月22日大学審議会答申について。そこでは「教育方法、履修指導の充実」の節の中で「実体験の重視や職業観の涵養」が掲げられ、次に示す内容が記載されている。

…学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力・態度を育成する教育(キャリア教育)を、大学の教育課程全体の中に位置づけて実施していく必要がある。

中教審「接続答申」が出されてから約1年後の答申ということになるが、ここでは既に「キャリア教育」の語が用いられており、それを大学の教育課程全体の中に組み込んでいくことの必要性がこのとき既に記されていることになる。

そしてもう1つの答申が、2008年12月24日の中教審答申である。ここでは「教育課程の体系化」を掲げ

今日におけるキャリア教育の高等教育への拡大とその課題

た節において、具体的な改善方策の1つとして「キャリア教育を、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指すものとして、教育課程の中に適切に位置づける」ことが挙げられている。「特別部会」の設置される以前から、これらの答申には「高等教育においてキャリア教育を教育課程の中に位置づけること」が盛り込まれていたことになる。

こうした点を踏まえつつ、以下「質保証システム部会」におけるキャリア教育関連の議論を見ていくことにしよう⁽⁸⁾。

B. 大学分科会「質保証システム部会」での議論

大学分科会「質保証システム部会」では認証評価やシラバス作成、情報公開など、大学設置基準に関する多種多様な議論が行われていた。この中で、キャリア教育の教育課程への組み込みは「職業指導の法令上の明確化」という議題で第9回(2009年11月5日開催)において初めて採り上げられた。その第9回では情報公開に関する議論に多くの時間が割かれたこともあり、キャリア教育に関する議論は話題提供程度に留まるものであったが、部会長の黒田壽二はこのとき、キャリア教育について以下の印象を述べている。

「日本のキャリア教育ということになると、高校までの教育が芳しくないから、大学で少しお手伝いをするといった印象が強いわけですが、実際はそうではない。やはり学問体系の中で、学問に見合った職業に就く。キャリアデザインをどう構築していくかが、大学においては重要なことだと思います…(以下略)」

その後、第10回(2009年11月18日開催)において事務局から「職業指導(キャリアガイダンス)の法令上の明確化は、大学設置基準の改正により行うことが適切ではないか」という提起がなされ、「キャリア教育の大学教育課程への位置づけ」が一気に現実味を帯びることとなった。

この第10回においては「職業指導(キャリアガイダンス)」という言葉の用い方に関する議論が展開される一方、法令上の明確化それ自体については委員から特段の異議は出されていない。そして第11回(2009年12月2日開催)・第12回(2009年12月15日開催)と関係諸団体からのヒアリングが行われる一方、第12

回同日の2009年12月15日に発表された「審議経過概要」の中で、「社会的・職業的自立に関する指導を教育課程を通じて行うこと」という文言によって、大学設置基準の改正によりキャリア教育を義務化する方針が公表される。そして2009年度の末に、2011年度からの「大学でのキャリア教育」義務化が決定されたのである。

C. 2010年はじめの「特別部会」

一方、第19回において「高等教育段階におけるキャリア教育の在り方について」の論点メモが提示された「特別部会」はその後、「高等教育における職業教育の充実方策」が議題となった第20回(2010年2月23日開催)を挟み、第21回(2010年3月9日開催)に日本学術会議「大学と職業との接続検討分科会」委員長を務める高祖敏明が出席する。このとき高祖が説明に用いた資料には「大学による『キャリアガイダンス(社会的・職業的自立に関する指導)』の実施を法令上明確なものとするため、このための規定を新たに大学設置基準に盛り込むことが審議されている」という一文が記されている。そして「第二次審議経過報告」の取りまとめに向けた自由討論が「特別部会」で始まるのときを同じくして大学設置基準の改正が行われ、「大学におけるキャリア教育義務化」が決定されたのである。

V. そして特別部会「第二次審議経過報告」へ

こうして「大学でのキャリア教育義務化」が決定されてから2カ月弱ののち、「特別部会」は「第二次審議経過報告」⁽⁹⁾を発表する。ここまで見てきたように、「高等教育段階におけるキャリア教育」について大学分科会で行われてきた議論は「大学でのキャリア教育義務化」決定を前に「特別部会」に合流しており、「第二次審議経過報告」には「高等教育段階でのキャリア教育」もまた明記されることになったのである。

このことはまた、「特別部会」におけるキャリア教育および職業教育の定義に多少の変化を加えることも意味していた。「第二次審議経過報告」においては、キャリア教育は「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」、職業教育は「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態

度を育てる教育」と定義されたのである。

前述の通り、「特別部会」設置時においては、キャリア教育は「職業観・勤労観の育成」、職業教育は「職業に係る知識・技能の育成」という区別がなされていた。これと「第二次審議経過報告」での定義とを比較すると、当初は職業教育に含まれていた要素の一部がキャリア教育へと移っていることが見て取れる。職業教育が「一定又は特定の職業」に関する知識・技能・能力に限定され、キャリア教育に含まれるものの範囲がそれまでより広がられていることが指摘できるのである。

ただし、「高等教育段階におけるキャリア教育」にかかわってこの「第二次審議経過報告」に記されている内容は、「高等教育段階では、後期中等教育における目標の達成を前提にキャリア教育を充実」、「各高等教育機関は、各機関の教育機能および各学校の教育方針を踏まえ、キャリア教育の方針を明確にし…（中略）…教育課程内外を通じて全学で体系的・総合的にキャリア教育を展開」といったものであり、内容的には具体性を欠くものとなっている。そして「第二次審議経過報告」公表後最初の「特別部会」である第25回（2010年7月27日開催）において、部会長の田村哲夫は会の冒頭で以下のように述べている。

「（筆者註：職業実践的な教育に特化した枠組みについて）初等中等教育段階における内容は、各方面から『悪くはないね』と、どちらかという、『いいね』という、ご批評をいただいております。今度は高等教育をまとめていきたいということで、よろしくご指導のほどをお願いしたいと思っております。」

「特別部会」においては、「高等教育段階でのキャリア教育」に関する議論がこれ以降本格的になされていくものであることが窺える。「第二次審議経過報告」の段階においては、同じ「キャリア教育」という語が用いられているものの、事実上は「特別部会」において議論されてきた「後期中等教育までのキャリア教育」と、大学分科会において議論されてきた「高等教育でのキャリア教育」とが、パッチワークの如く繋ぎ合わされた状態であったということが指摘できることになる。

VI.まとめと今後の課題

以上、2011年度から大学でのキャリア教育カリキュラム設置が義務化されることを前に、従来は初等中等教育段階を主な舞台としてきたキャリア教育が高等教育にその範囲を広げることとなった経緯と、そこに孕まれる課題についてひと通り考察を行ってきた。

最後に、考察の中で得られた知見と今後に残された課題について、簡単にまとめておくことにしたい。

A.得られた知見

1.2つの「キャリア教育」

本稿の考察を通じて得られた知見として、従来主流と考えられてきた「初等中等教育段階でのキャリア教育」と、今回新たに義務化される「高等教育段階でのキャリア教育」とは、同じ「キャリア教育」という語で表されてはいるもののその具体的な内容は異なるルートで形成されてきた、ということがまず挙げられる。

「キャリア教育」というものについて、「特別部会」で部会長を務める田村哲夫は以下のことを述べている。

「キャリア教育の視点から見た教育目標として、後期中等教育を修了するまでに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力・態度を身につけ、これらの育成を通じて勤労観・職業観等を形成・確立することを位置づけています。進学や就職という卒業後の進路を問わず、高校生までの段階で、社会的・職業的に自立するために必要な基礎となる能力である、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力などを育成することが必要です。」⁽²⁰⁾

発言の中で触れられている諸能力を「高校生までの段階で育成することが必要」と明言しており、「中等教育段階までのキャリア教育に求められるもの」と「高等教育段階でのキャリア教育に求められるもの」とが異なるということを暗に示すものとなっている。

また、藤田（2010）の中に「急を要する対応と、指導計画の下で組織的・系統的に実践される教育活動とは、本来混同されるべきものではない」という記述がある⁽²¹⁾。これとここまで見てきた「2つのキャリア教育」とを照らし合わせると、「高等教育段階でのキャリア教育」は比較的前者の、「初等中等教育段階でのキャリア教育」は比較的后者の色合いが濃いことを指摘で

きるであろう。同じ「キャリア教育」という語で表現されている教育でも、後期中等教育段階までのそれと高等教育段階でのそれとでは細かな目的や理念において異なる面があり、少なくとも現段階においては、「接続答申」で掲げられたものとは異なり、キャリア教育という概念が「初等教育から高等教育までを一直線に貫けるもの」とは言い切れないことが窺える。全ての高等教育機関が「キャリア教育」という名の教育を必ず行わねばならなくなる今日であるからこそ、ここで改めてその点を指摘しておくことにしたい。

2. 部局間の距離

2 つ目の知見として挙げられるのが、担当する部局が異なれば同じ語でも異なる意味をもつ可能性、いわば「部局間に距離があること」が示された点である。

従来、日本の行政構造は「各省庁各局各課別の縦割り構造」⁽²⁾を有しているといわれ、「文部省はあらゆる局面で一枚岩ではない」⁽³⁾という指摘もなされてきたが、こうした構造は文部科学省が誕生してから約10年が経過する今日においても、依然として存在し続けていることが明らかとなった。同じ「キャリア教育」という言葉でも、生涯学習政策局が事務方を担う「特別部会」と高等教育局が事務方を担う大学分科会とは異なる意味が付与されていた。そしてこの両者の間の情報交換が頻繁に行われている様子は、少なくとも本稿で取り上げた審議会の議論をみる限りでは見受けられなかった。

同じ語が用いられている政策でも、担当する部局が異なればその具体的な内容には差異が生じることがある。これは言い換えれば、複数の教育段階に跨る政策を考えると、文部科学省としてある語に共通の意味を付与するためには、部局間での調整が必要になる場面が少なからず存在することを示唆しているともいえよう。部局間に存在する距離の大きさを示したことも、本稿の知見の1つといえるものである。

B. 今後の課題

最後に、今後に残された課題について簡単に触れておくことにしたい。

既述の通り、本稿における分析の中心的な素材とした中教審「特別部会」の「第二次審議経過報告」は、あくまで議論の途中経過を示すものである。「高等教育段階におけるキャリア教育」についての本格的な議論

は「第二次審議経過報告」の公表後まさに緒に就こうとするものであり、この「特別部会」もまだ最終答申には至っていない「現在進行形」の審議会である⁽⁴⁾。その中で扱われる「キャリア教育」の意味や内容については、これ以降さらに変化の生ずる可能性が十二分に残されていることになる。

また、2011年度を迎え各大学が「義務化されたキャリア教育カリキュラム」を実施していく中で、新たに浮かび上がってくる課題も少なからず存在するであろう。現時点では意味や内容に差異のある「中等教育段階までのキャリア教育」と「高等教育段階でのキャリア教育」とが今後接近・融合していく可能性も少なくなく、その過程で生涯学習政策局と高等教育局との間での注目すべき部局間調整が行われる可能性も、これまた大いに考えられるところである。

しかし、現時点ではこれらはいくまでその可能性を推測するしかできない事象ばかりであり、これらを実証することは今日ではまだ不可能なものもまた事実である。

中教審「特別部会」での議論が「第二次審議経過報告」以降どのように展開され、そしてどのようなゴールに向かうのか。また、「初等中等教育におけるキャリア教育」と「高等教育におけるキャリア教育」との関係はどのようになり、またその変化に伴う注目すべき「部局間調整」は展開されるのか。これらはいずれも今回は「今後への課題」として提示することにし、今後の展開への期待も込めながら、適切な時期が訪れたときにまた改めて稿を期すことにしたい。

注

⁽¹⁾ 鹿嶋 (2004) p.17

⁽²⁾ 日本キャリア教育学会編 (2008) p.17

⁽³⁾ 児美川 (2007) p.134

⁽⁴⁾ 本田 (2009) pp.155-156

⁽⁵⁾ 読売新聞 2010年3月30日より。2010年3月、文部科学省は「大学生の『就業力』向上5カ年計画」の中に、2011年度以降の全国の大学・短大でのキャリア教育カリキュラム設置義務付けを盛り込むことを発表した。

⁽⁶⁾ この定義は2004年1月に発表された文部科学省「キ

キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」の報告書に記載されているものである。

⁽⁷⁾ 拙稿「中教審『接続答申』における『キャリア教育』の意味」(『東京大学大学院教育学研究科紀要』第50巻/2011年3月刊行 掲載予定) 参照。

⁽⁸⁾ 本田 op.cit. p.135

⁽⁹⁾ 2005年度から2007年度にかけて実施された、経済産業省が主導したキャリア教育関連のパイロット事業。地域の産業と学校現場とを繋ぐ「キャリア教育コーディネーター」が設置され試行された事業である。詳細は経済産業省ホームページ内 <http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/index.html> 参照(最新アクセス日:2011年1月10日)。

⁽¹⁰⁾ 文部科学省が主導する、中学校において5日間の職場体験を実施するという取り組み。詳細は文部科学省ホームページ内 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/019.htm 参照(最新アクセス日:2011年1月10日)。

⁽¹¹⁾ この中教審「キャリア教育・職業教育特別部会」各回の議事録および配布資料は、すべて文部科学省ホームページ内 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo10/giji_list/index.htm (最新アクセス日:2011年1月10日) に掲載されている。本稿におけるこれ以降の資料・議事内容の抜粋はすべて上記ページからのものである。

⁽¹²⁾ この「第一次審議経過報告」について、これが発表された時点では単に「審議経過報告」とされていたが、後に「第二次審議経過報告」が発表されることを踏まえ、本稿では2009年7月30日に発表された最初の「審議経過報告」について、「第一次審議経過報告」と「第一次」を付して表記することにする。

⁽¹³⁾ この諮問は文部科学省ホームページ内 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217075.htm (最新アクセス日:2011年1月10日) に全文が掲載されている。この諮問を引用した部分はすべて上記ページからの引用である。

⁽¹⁴⁾ この報告は文部科学省ホームページ内 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo10/gaiyou/1282520.htm (最新アクセス日:2011年1月10日) に掲載されている。これ以降の同報告からの引用箇所はすべて上記ページからの引用である。

⁽¹⁵⁾ 具体的には浦野光人委員・荻上紘一委員・黒田壽二委員・郷通子委員のほか、臨時委員として木村孟委員・佐藤弘毅委員がこのときの大学分科会「質保証システム部会」の委員と「特別部会」の委員とを兼務している。

⁽¹⁶⁾ この答申は文部科学省ホームページ内 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/daigaku/toushin/001101.htm (最新アクセス日:2011年1月10日) に掲載されており、この答申に関する引用部分はすべて上記ページからのものである。なお、この答申は中央省庁再編前の文部省のときの答申であり、中教審ではなく大学審議会の答申である。

⁽¹⁷⁾ この答申は文部科学省ホームページ内 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm (最新アクセス日:2011年1月10日) に掲載されており、この答申に関する引用部分はすべて上記ページからのものである。

⁽¹⁸⁾ 中教審大学分科会「質保証システム部会」各回の議事録及び配布資料は全て文部科学省ホームページ内 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/027/giji_list/index.htm (最新アクセス日:2011年1月10日) に掲載されている。「質保証システム部会」の資料・議事録を引用した部分はすべて上記ページからの抜粋である。

⁽¹⁹⁾ この報告は文部科学省ホームページ内 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo10/sonota/1293955.htm (最新アクセス日:2011年1月10日) に掲載されている。この報告書からの引用部分はすべて上記ページからの引用である。

⁽²⁰⁾ 文部科学省生涯学習政策局政策課 (2010) p.39

⁽²¹⁾ 藤田 (2010) p.22

⁽²²⁾ 田村 (2000) p.49

⁽²³⁾ 青木/荻原 (2004) p.89

⁽²⁴⁾ なお、この「特別部会」は2011年11月29日に開催された第30回が最終回となっており、本稿を執筆している時点(2011年1月10日)においては部会自体は終了したことになる。ただし、最終的な答申は現時点ではまだ発表されておらず、第29回(2010年11月16日開催)と第30回の議事録はホームページ上にもまだ掲載されていない。

参考文献

- 青木栄一／荻原克男「官房一原局関係からみた文部省の政策立案過程の分析」『日本教育行政学会年報』第30号、2004年、pp.80-92
- 鹿嶋研之助「キャリア教育の現状と課題」『教育委員会月報』2004年6月号、pp.17-25
- 児美川孝一郎『権利としてのキャリア教育』明石書店、2007年
- 田村明『自治体学入門』岩波書店、2000年
- 日本キャリア教育学会編『キャリア教育概説』東洋館出版社、2008年
- 藤田晃之「改めてキャリア教育とは何かを考える」『月刊高校教育』2010年11月号、pp.22-25
- 本田由紀『教育の職業的意義 一若者、学校、社会をつなぐ一』ちくま新書、2009年
- 宮下和己「初等中等教育におけるキャリア教育の推進」国立教育政策研究所編『キャリア教育への招待』東洋館出版社、2007年、pp.207-216
- 文部科学省生涯学習政策局政策課「田村哲夫部会長に聞く 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」『文部科学時報』2010年7月号、pp.38-40
- 渡辺三枝子「キャリア教育の意義とその背景」『進路指導』2004年4月号、pp.37-45